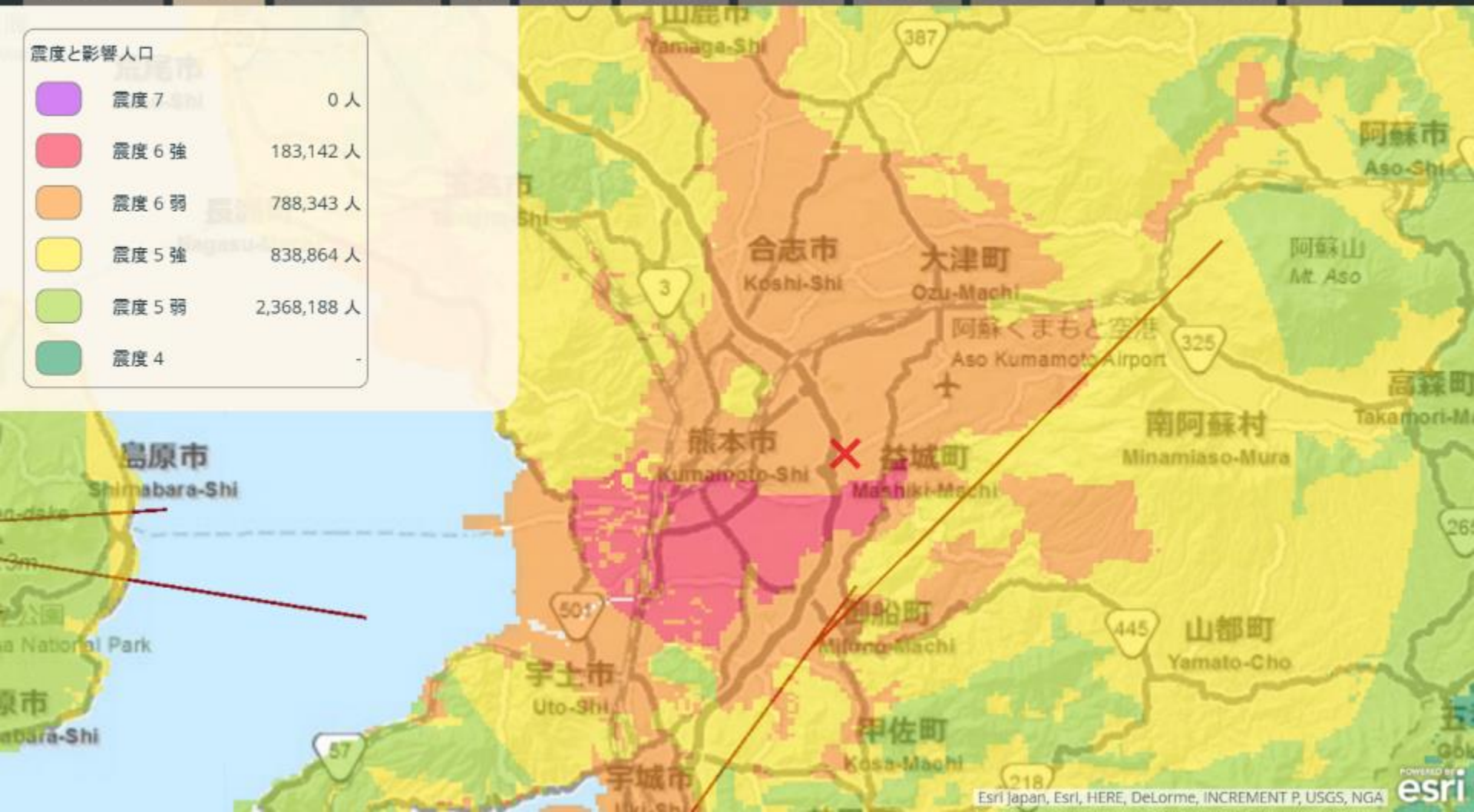


総合的な生活再建の支援をめざして

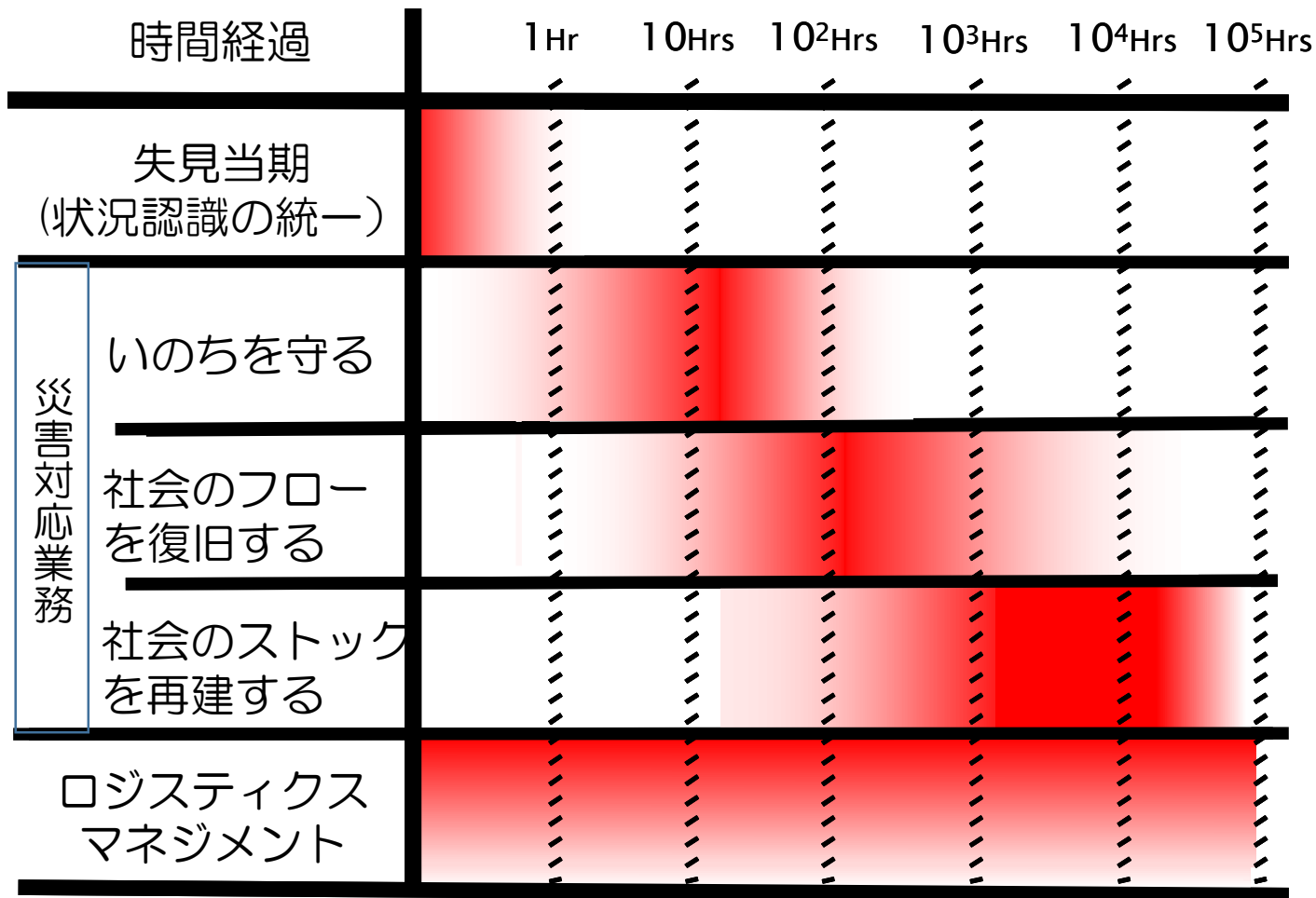
国立研究開発法人
防災科学技術研究所
林 春男

あなたのまちの直下型地震

大企業事業中断期間



災害対応過程のモデル化(何を・いつ)



罹災証明と被災者台帳が法的に位置付けられる

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要 平成25年6月21日法律第54号

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律案の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととすること。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。

- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととすること。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。

- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。 等

- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。 等

生活再建支援業務とは何か

- **生活再建支援金・災害弔慰金・義援金を配分するだけではない**
- **多様で・長期にわたる柔軟性と公平性を求められる業務**
 - **個々の被災者が生活再建を成し遂げたかどうかを見届けるまで続く業務**
 - **被災者の必要に応じて適切に公的支援を提供する業務**

新潟県柏崎市における生活再建支援業務の全体像

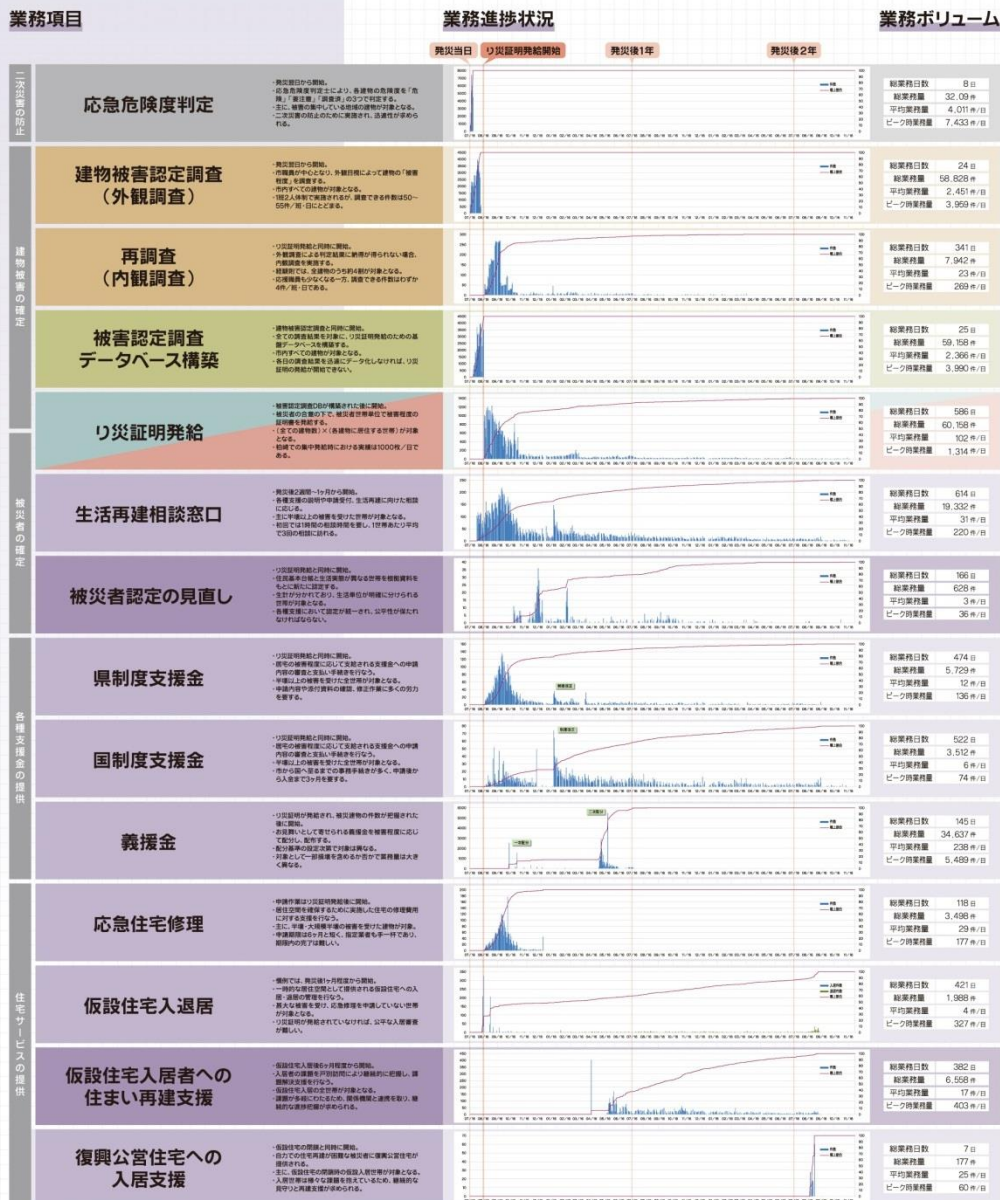
二次災害の防止

建物被害の確定

被災者の確定

支援金の提供

住宅サービスの提供



：新規業務の発生

：新規業務の発生

被災者の生活再建支援は長期・多岐にわたる

2007年新潟県中越沖地震における柏崎市の実態(発災から2年半)

- ・り災証明発行: 586日
- ・生活再建相談: 634日
- ・仮設住宅入退居支援: 421日
- ・仮設住宅入居者への住まい再建支援: 362日

- ・短期集中
- ・長期継続

り災証明発行

- ・被害認定調査DBが構築された後に開始。
- ・被災者の合意の下で、被災者世帯単位で被害程度の証明書を発給する。
- ・(全ての建物数) × (各建物に居住する世帯) が対象となる。
- ・柏崎での集中発給時における実績は1000枚/日である。



総業務日数	586日
総業務量	60,158件
平均業務量	102件/日
ピーク時業務量	1,314件/日

生活再建相談窓口

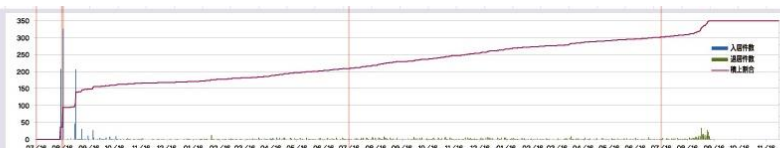
- ・発災後2週間～1ヶ月から開始。
- ・各種支援の説明や申請受付、生活再建に向けた相談に応じる。
- ・主に半壊以上の被害を受けた世帯が対象となる。
- ・初回では1時間の相談時間を要し、1世帯あたり平均で3回の相談に訪れる。



総業務日数	614日
総業務量	19,332件
平均業務量	31件/日
ピーク時業務量	220件/日

仮設住宅入退居

- ・慣例では、発災後1ヶ月程度から開始。
- ・一時的な居住空間として提供される仮設住宅への入居・退居の管理を行なう。
- ・甚大な被害を受け、応急修理を申請していない世帯が対象となる。
- ・り災証明が発給されていなければ、公平な入居審査が難しい。



総業務日数	421日
総業務量	1,988件
平均業務量	4件/日
ピーク時業務量	327件/日

被災者認定の見直し

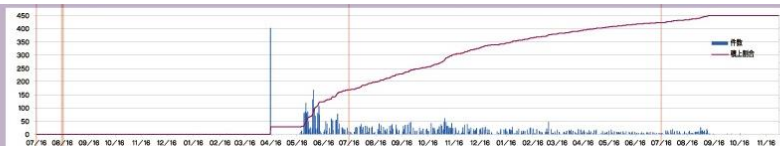
- ・り災証明発給と同時に開始。
- ・住民基本台帳と生活実態が異なる世帯を機関資料をもとに新たに認定する。
- ・生計が分かれており、生活単位が明確に分けられる世帯が対象となる。
- ・各種支援において認定が統一され、公平性が保たれなければならない。



総業務日数	166日
総業務量	628件
平均業務量	3件/日
ピーク時業務量	36件/日

仮設住宅入居者への 住まい再建支援

- ・仮設住宅入居後6ヶ月程度から開始。
- ・入居者の課題を戸別訪問により継続的に把握し、課題解決支援を行なう。
- ・仮設住宅入居の全世帯が対象となる。
- ・課題が多岐にわたるため、関係機関と連携を取り、継続的な連携把握が求められる。



総業務日数	382日
総業務量	6,558件
平均業務量	17件/日
ピーク時業務量	403件/日

生活再建支援業務支援システム

ログインユーザ

宮古市 (03202)
都 太郎 (業者 ボランティア)
ログアウト

被災者台帳を検索

被災者の情報を一覧表示

住基情報を一覧表示

地図を表示

被災者台帳から集計

既定のボタンから集計

CSV読み込みと登録

業務の集計

XLSエクスポート

XLSインポート

その他

ユーザ管理

業務の管理

被災者情報個票 (申請番号:9970)

基本情報（誰が、どこの家（建物）が、どのような被害を受けたか

被災者の情報

世帯主氏名 山本 〇〇〇〇 生年月日 昭和 〇〇 〇〇 世帯番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

フリガナ ヤマト 〇〇〇〇 世帯主個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

被災時住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地図

被災者世帯の情報

現在住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 連絡先 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

世帯人数 4 人 死亡 0 人 行方不明 0 人 世帯年収 〇〇〇〇〇 円 備考

□座情報 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 □座一覧

被災建物の情報

建物種別 住宅兼診療所 所有者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 <前

所有状況 〇〇〇〇〇〇〇〇 納税義務者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

判定結果 全壊 解体の有無 〇〇〇〇〇〇〇〇 判定結果詳細 次>

被災世帯構成

山本 〇〇〇〇	世帯主
山本 〇〇〇〇	妻
山本 〇〇〇〇	子
山本 〇〇〇〇	子

住基世帯構成

山本 〇〇〇〇	世帯主
山本 〇〇〇〇	妻
山本 〇〇〇〇	子
山本 〇〇〇〇	子

世帯構成詳細

対応状況

対応業務	状態	業務名	対象	対象者氏名	備考
	●	仮設住宅入居	個人	山本 〇〇〇〇	
	●	仮設住宅入居	個人	山本 〇〇〇〇	
	●	仮設住宅入居	個人	山本 〇〇〇〇	
	●	生活再建支援金(基礎支援金)	世帯	山本 〇〇〇〇	全壊
	●	01_1次全壊	世帯	山本 〇〇〇〇	
	●	11_2次全壊	世帯	山本 〇〇〇〇	
	●	22_市国2次追加全壊	世帯	山本 〇〇〇〇	
	●	47_2次追加2回目全壊	世帯	山本 〇〇〇〇	

サービス支援状況
どのような支援がどこまで実施されているか

基本情報更新

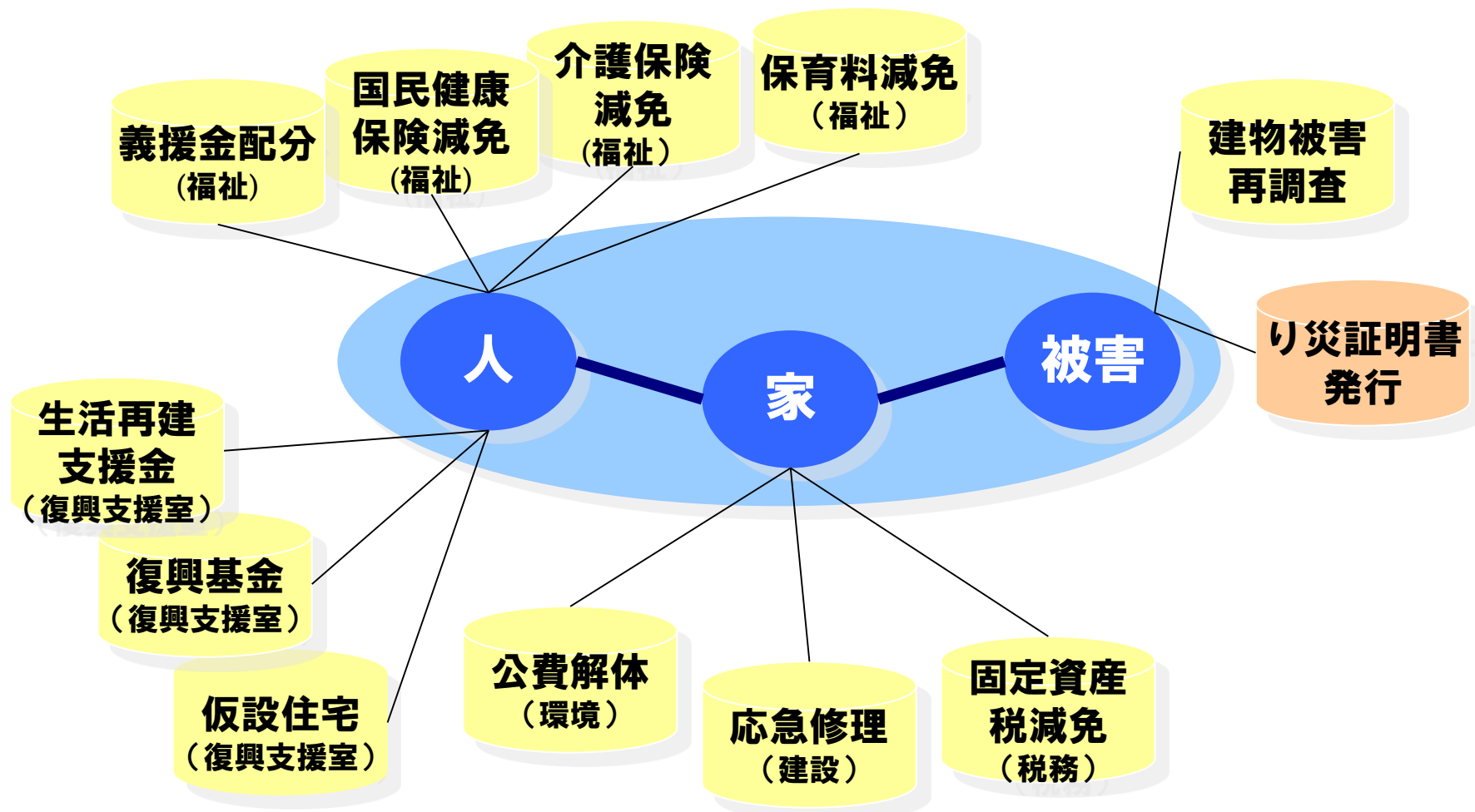
対応状況編集

一覧へ戻る

被災者台帳のメリットは何か

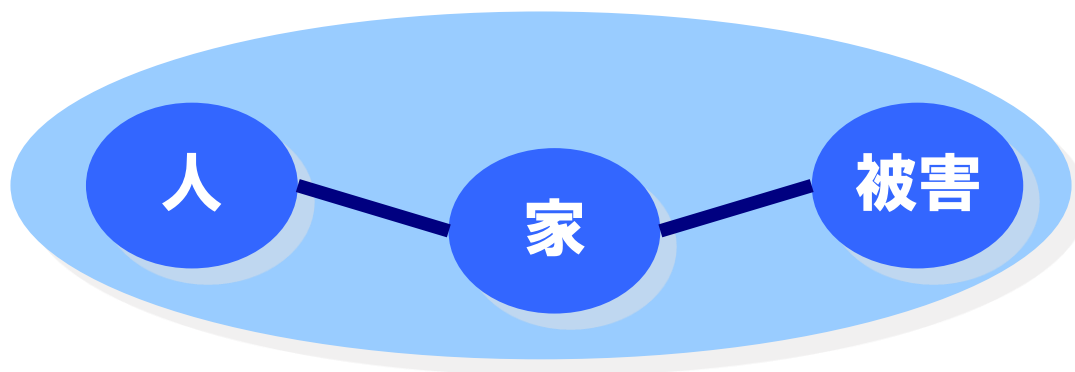
- 窓口に来ない被災者も把握できる
→一人の取り残しのない生活再建
- 生活再建完了までの多様な業務を一元管理できる
→ヌケ・モレ・オチのない生活再建
(集計・分析・可視化)
→制度変更にも柔軟に対応できる生活再建

生活再建業務： さまざまな部局で同時並行的に実施される業務



被災者台帳

さまざまな部局で同時並行的に 実施される業務を整理統合



被災者台帳

被災者台帳の定義：

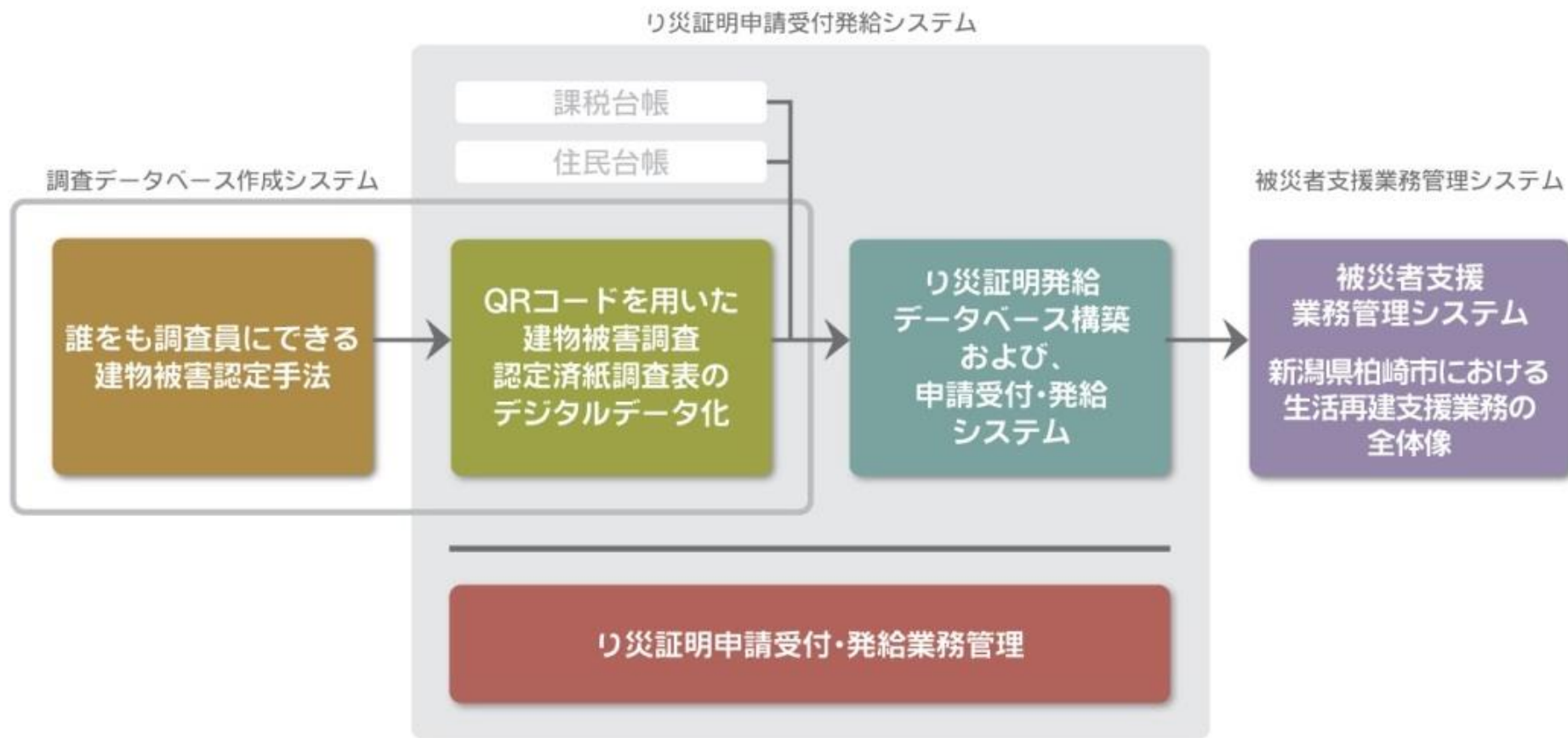
生活再建に関するすべての行政サービスを関係者間で履歴管理するしくみ

り災証明とは何か

り 災 証 明 書		●▲区り第-00055号 平成25年5月23日				
世帯主住所	墨田区亀場4-5-15					
世帯主氏名	鴨峰 栄太郎	世帯人員	4人			
り 災 状 況	災害の原因	2013年xx月xx日 東京都地震 による				
	り災害住所	墨田区亀場4-5-15				
	り災害	鴨峰 栄太郎				
	り災害区分	物件居住者				
	り災場所	墨田区亀場4-5-15				
り災害物件種別	住宅兼店舗					
世帯構成						
	氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢
	鴨峰 栄太郎	世帯主	83	鴨峰 栄寛羽	妻	80
	鴨峰 圭斗	子	60	鴨峰 祐純	父	105
り 災 損 害 度	区 分	一部損壊				
	参 考					
	その他					
上記のとおり、り災したことを証明する。 平成25年5月23日 墨田区長 山本 太郎 						
証明者						

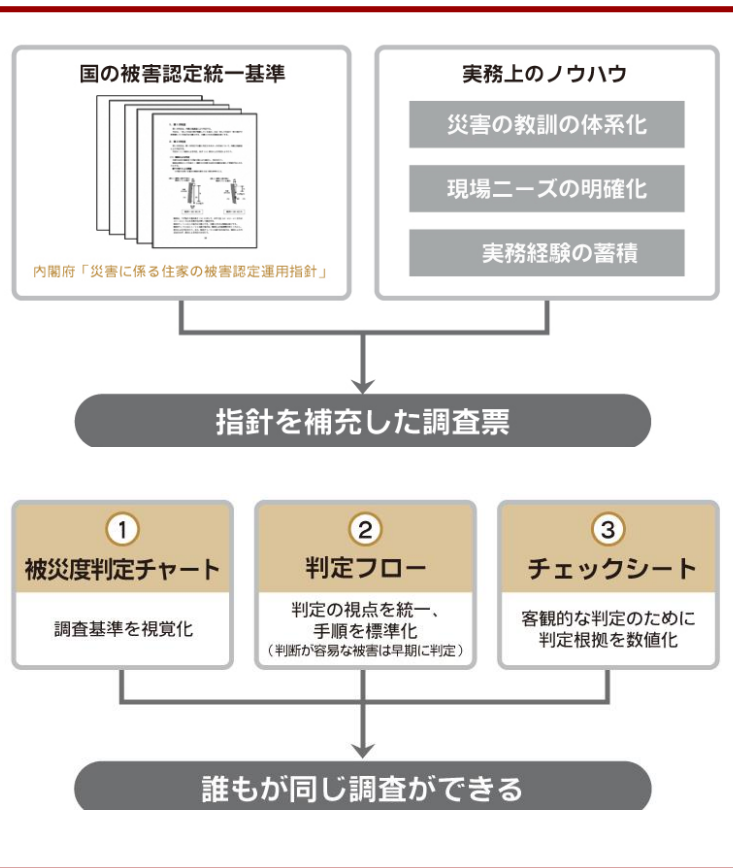
- 主たる居宅の被害程度に応じて判定
 - 全壊
 - 大規模半壊
 - 半壊
 - 一部損壊
- 阪神淡路大震災までの問題点
 - 法的な根拠があいまい
 - 各自治体の判断で適当に発行（バラバラ基準）
 - 判定結果の約3割に不満
- 被災者台帳を作る最初で最大のチャンス

被災者台帳をどのように構築するのか



大量の要調査建物の発生！ ⇒ 大量の調査員の動員！

業務命令： 明日からあなたも調査員として...



調査票 1 (被災度判定チャート)

被害認定用パターンチャート (モデル建屋適用) DATS®

被害程度の日災 (被害は被害程度に分類)

被害程度	一般被害	中等被害	大規模被害	大規模被害	大規模被害	大規模被害
0%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
0-20%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
20-40%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
40-50%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
50%以上	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし

屋根の被害の様子 (被害は被害程度に分類)

被害程度	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子
0%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
0-10%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
10-20%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
20-30%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
30-40%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
40-50%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
50%以上	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし

壁の被害の様子 (被害は被害程度に分類)

被害程度	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子
0%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
0-10%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
10-20%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
20-30%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
30-40%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
40-50%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
50%以上	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし

調査票 2 (判定フロー/チェックシート)

住家被害調査票 本造・プレハブ用 (モデル建屋適用)

被害程度の日災 (被害は被害程度に分類)

② 被害パターンチャートによる被害全体の判定

START → 被害パターンチャートによる被害全体の判定 → 被害程度の日災 (被害は被害程度に分類)

③ 判定チェックシートによる程度の判定

被害程度	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子	被害の様子
0%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
0-10%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
10-20%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
20-30%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
30-40%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
40-50%	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
50%以上	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし

・初めて見る建物被害
・その被害は、どの被災程度に分類されるか

・手順に則ると、分類された被災程度の損傷率はいくつかな？

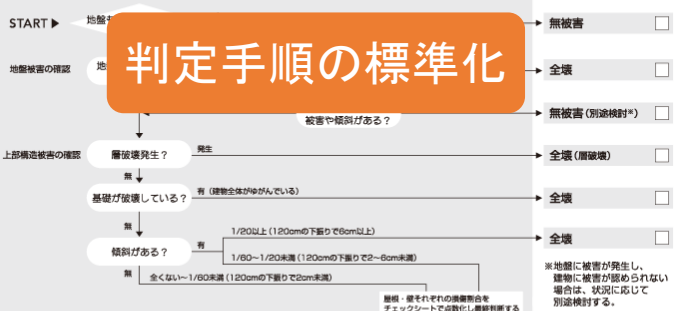
調査の質の確保

大量の要調査建物の発生！ ⇒ 大量の調査員の動員！

地震被害外観目視調査
住家被害調査票 木造・プレハブ用（モルタル壁面用）

調査日	年	月	日	時	分	特記事項（取付いたことなど）	該当する場合はマークする 地域被害の概要 ☐ 地盤陥没 ☐ 液状化
所在地						評定家 ☐	調査対象以外の被害 ☐ 建具 ☐ 設備 ☐ 門・塀 ☐ いぬぼしり
所有者名	居住者名						
連絡先など							
調査員名							

■被害パターンチャートによる建物全体の判定



■ 判定チェックシートによる部位の判定

原級として整理してないもの (原級部分)の総数全体に対する割合	原級の崩壊の様子		↓	↓
			崩壊点数	崩壊点数
原級	0%	被害は確認できない	0	0
	0～10%	様や幹先の一部にずれやはげれがわずかに見られるもの	1	1
	10～20%	様や幹先の一部にずれやはげれが見られるもの	2	2
	20～30%	様や幹先の一部にずれやはげれが見られ、葉材(葉など)の一部に落下が見られるもの	4	4
	30～70%	様や幹先の一部にずれやはげれが著しく、葉材(葉など)も一部に落下が見られるもの	8	8
	70%～			

判定根拠の数値化

0%		
0～10%	ひびわれや割れ、わん曲が「一部に」見られるもの	4 19
10～20%	ひびわれや割れ、わん曲が「一部にかなり」見られるもの	13 26
20～30%	ひびわれや割れ、わん曲が「各所に」見られるもの	21 33
30～45%	ひびわれや割れ、わん曲が「各所にかなり」見られるもの	32 41
45～60%	ひびわれや割れ、わん曲が「各所に著しく」見られるもの	45 52
60%～	ひびわれや割れ、わん曲が「全面に」見られるもの	68 71

損傷点数の集計 =

--

--

傾斜ありで19点以下は20点とし、
ここに○をつけて、半票と判定する。

20

被害認定用パターンチャート (モルタル壁面用)

DATS Damage Assessment Training System

■ 被害程度の目安（数字は損傷部分の割合）

被害者の被害に 被害者程度の目安	被害者程度の目安				全壊	
	無被害	一部被害	半壊	大規模半壊	無被害以外	全壊
被害者の被害に 被害者程度の目安	被害なし	亀裂・割傷が発生 互のやむ傷下が発生	傾斜1/60rad以 上や梁が折れる 小量割傷が現れる	亀裂・割傷が顕著 大の歪みが生ずる 構造部材が大きい 破損が現れる	傾斜1/20rad以上 部材が破損 隙間にゆがみが生じる	ある程度が現れる 互のやむ傷になる

	屋根破損型	屋根破損型 屋根材が大部分が 剥落するなどの 被害				
被害 （メ ノ） の 土 壊 れ の 被害	の屋根破損型	2階の被害が 1階より大きい				
	1階破損型	1階の被害が 2階より大きい 壁も両断的な 被害				
	土壊れ被害型	1階、2階ともに 同程度の被害を 受ける				
	基礎被害型	基礎が割れ、 陥没や沈下が 見られる				

判定基準の視覚化

判定基準の視覚化

判定基準	0%	0～20%	20～40%	40～50%	50%以上
地盤図鑑 ●上記図鑑に掲載が 可能な場合は 上部構造のポット を使用する					
視覚化 ●上記図鑑に掲載 が可能な場合は 上部構造のポット を使用する					
建築物の現状の目安 (建築物の土壌改良工事 完了後)	0%	0～20%	20～40%	40～50%	50%以上
補修・再使用可能 (建築物の現状の目安)	補修・再使用可能				補修困難・修復不可能

■ 屋根の損傷の様子 (数字は損傷部分の割合)

0~10%

0~10%
 菌や芽生の一箇に芽生えやはがれ
 発生は認められず

10~20%

10~20%
 菌や芽生の一箇に芽生えやはがれ
 発生は認められず

20~30%

20~30%
 菌や芽生の一箇に芽生えやはがれ
 発生は認められず

30~70%

30~70%
 菌や芽生の一箇に芽生えやはがれ
 発生は認められず

70%~

70%~
 菌類全体の発生・繁殖(見た
 目では認められず)

■ 壁の損傷の様子 (基礎被害を含む/数字は損傷部分の割合)

Figure 1 illustrates the stages of a house design process, categorized by the percentage of completion. The stages are represented by circular icons showing a house being built, with the percentage of completion increasing from left to right.

- 0~10%**: 0から10%の段階では、大まかに敷地と建物の位置関係を確認する。
- 10~20%**: 10から20%の段階では、大まかに敷地と建物の位置関係を確定し、建物の形状を決定する。
- 20~30%**: 20から30%の段階では、大まかに敷地と建物の位置関係を確定し、建物の形状を決定し、建物の構造を決定する。
- 30~45%**: 30から45%の段階では、大まかに敷地と建物の位置関係を確定し、建物の形状を決定し、建物の構造を決定し、建物の内装を決定する。
- 45~60%**: 45から60%の段階では、大まかに敷地と建物の位置関係を確定し、建物の形状を決定し、建物の構造を決定し、建物の内装を決定し、建物の外装を決定する。
- 60%~**: 60%以上の段階では、大まかに敷地と建物の位置関係を確定し、建物の形状を決定し、建物の構造を決定し、建物の内装を決定し、建物の外装を決定し、建物の完成図を作成する。

オンライン式建物被害認定調査の活用 Online Building Investigation System based on Web-EOC



4:https://net/eoc/7/controlpanel.aspx

ステップ1 調査一般情報 [非木造]
調査についての概要情報を入力してください。
調査番号: 628 災害番号: 262010025

調査場所: 【調査場所を特定】 地区名: 庵我

調査日時: 2013 年 09 月 25 日 10 時 56 分 現在日時

居住者氏名: テスト (※姓名の間に空白を入れないで入力してください。ふりがな「ふく」※ひらがなで入力してください。)

調査員氏名: 氏名「fuku」

建物概要: 住家 戸建 階数 平屋 ①主たる居宅の場合

調査に関する備考: 最大浸水深 地面より50 cm、床面より10 cm 不在票 ☐ ※不在のため別日に調査が必要

ステップ2 建物全体の判定 (外観目視調査) [非木造]
外観を確認し、その調査結果を入力してください。ただし回答「-」のついていない選択肢を選んだ場合は、その回答で調査は終了です。ページ下の「保存」ボタンで報告を完了し、調査を終了して下さい。

①地盤や住家に浸水による被害がある? ☐ なし→無被害

②層破壊がある? ☐ なし (住家の全部、又は、住家の一部の層が全部破壊している場合は「あり」)

③浸水深は? ☐ 床上

③-1 住家に外力損傷(2)や傾斜がある? ※2水力や土砂等の外力による損傷 ☐ あり

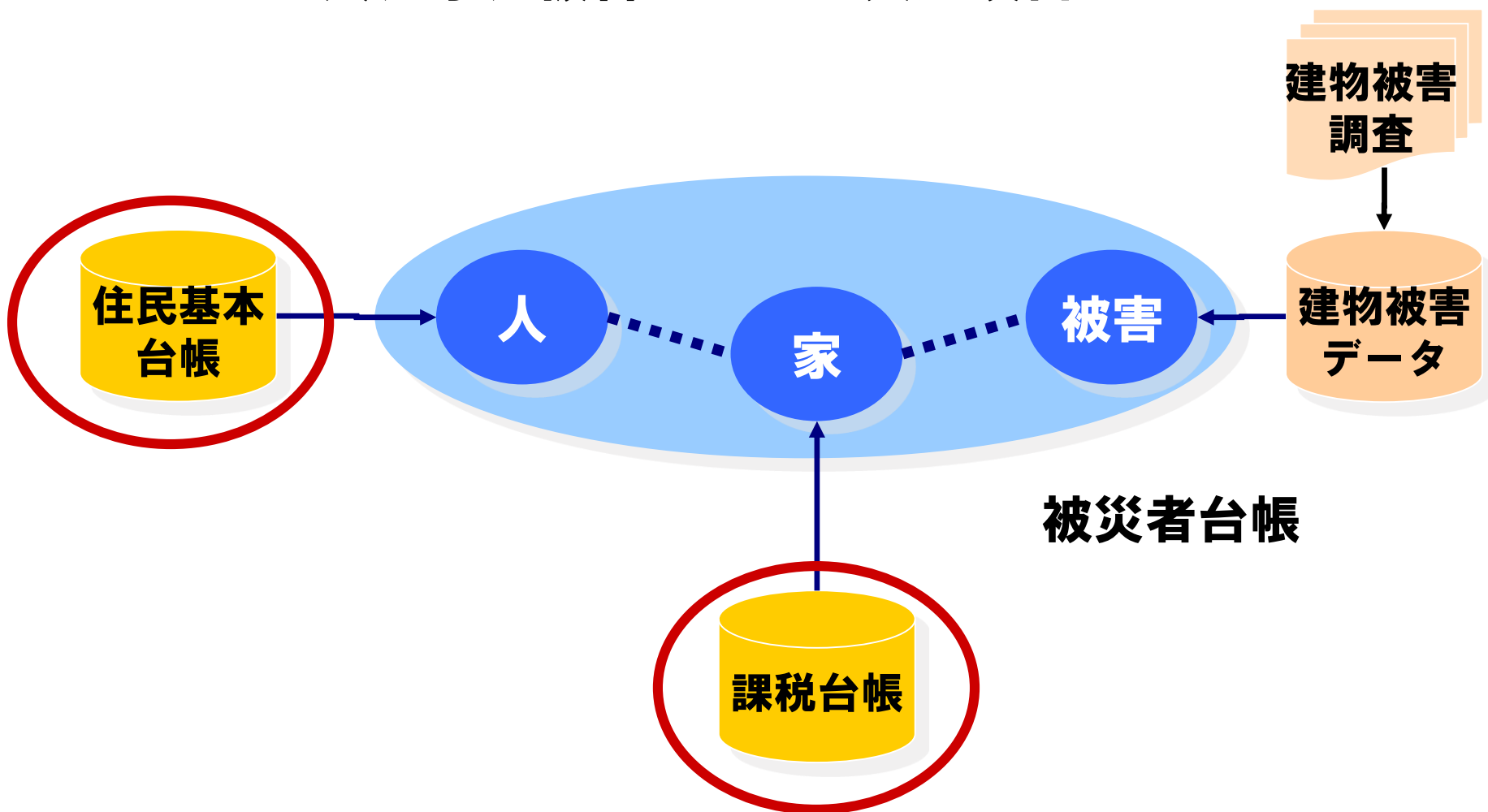
④躯体が破壊している? ☐ なし (基礎、又は柱/耐力壁の損傷率が75%以上の場合は「あり」)

⑤傾斜がある? ☐ あり/なし



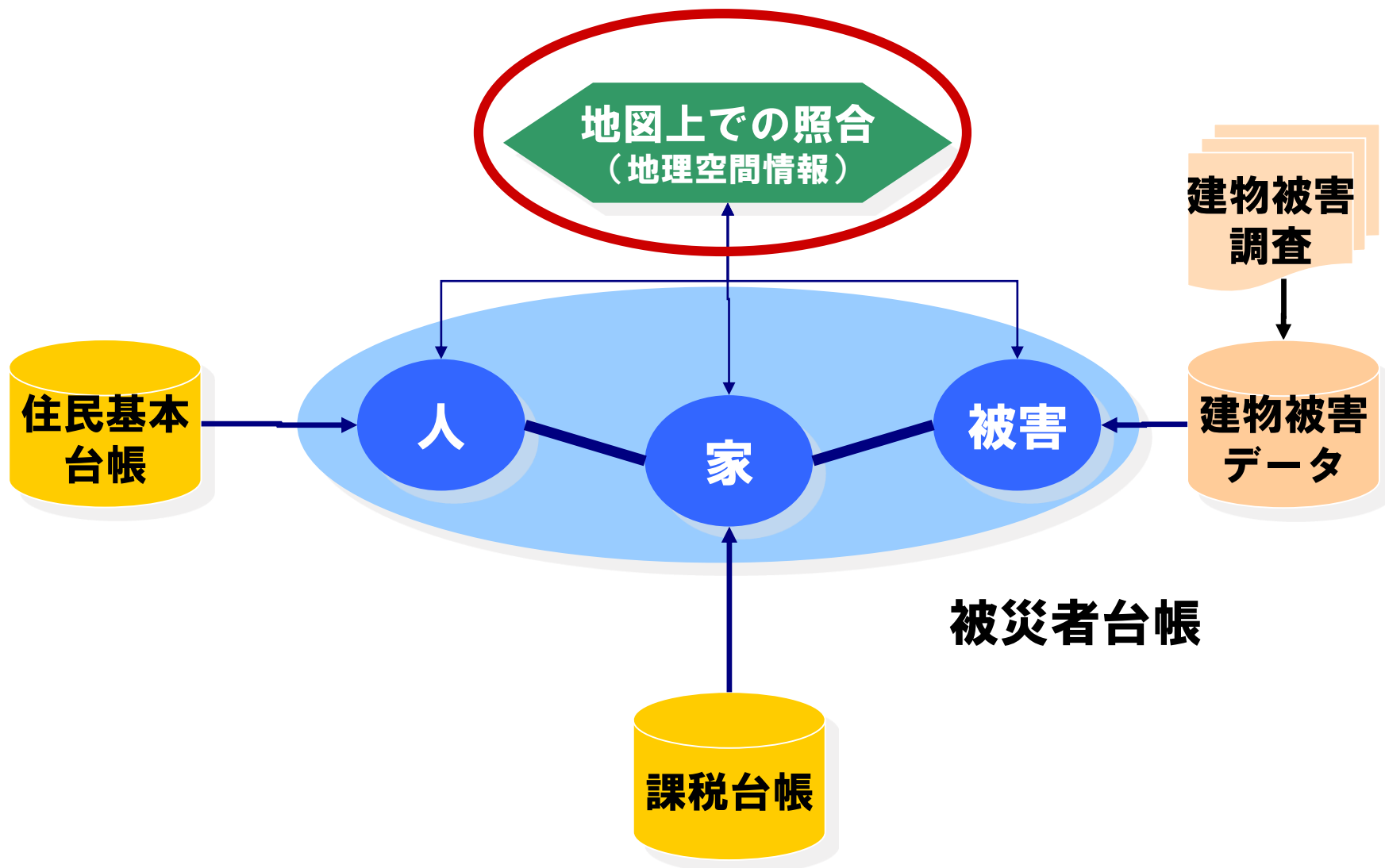
被災者台帳をどのように構築するのか

住民基本台帳・課税台帳には
人、家、被害をつなぐ共通項目がない



[illegible]

地図上での照合を利用した被災者台帳構築



地理空間情報を 利用したデータ間の 「ゆるやかな」結合

精度が異なるので、
空間的近接を手がかりに

本人による最終確認
(利用者の参画)



り災証明書発行のためのデータベース構築 システム整備

Utsunomiya City Earthquake Damage Survey System v0.100

受付
申請番号 36 検索 新規登録

検索
☒ 居住者検索 ☐ 所有者検索
 調査済 家屋 住民 地図
 調査票番号 12
 検索 クリア

地図上で確認して
家・ひと・被害を突合

検索結果

《住民》		《家屋》		《倒壊被害》		《火災被害》	
住所	居住者氏名	物件住所	所有者/物件名	物件種別	調査番号	り災状況	部屋番号
調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	住宅	12	半壊	12
調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	住宅	5505	半壊	5505
調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	住宅	3164	半壊	3164
調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	住宅	9290	半壊	9290
調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	調布ヶ丘1丁目30-8	谷 大和	住宅	4364	半壊	4364

住民基本台帳

家屋課税台帳

揺れ被害調査結果

火災被害調査結果

り災証明書確認 キャンセル

訓練用		(控)																																											
り災証明書		第 33 号	平成23年9月1日																																										
世帯主住所	豊島区 小島町 2丁目 15- 11																																												
世帯主氏名	小清水 大雅	世帯人員	2 人																																										
り 災 状 況	災害の原因	平成XX年XX月XX日 XXXX地震による																																											
	り災害住所	豊島区 小島町 2丁目 15- 11																																											
	り災者	小清水 大雅																																											
	り災場所	豊島区 小島町 2丁目 15- 11																																											
	り災物件種別	居宅																																											
どこで被災したか																																													
世帯構成																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th><th style="width: 25%;">続柄</th><th style="width: 25%;">年 齢</th><th style="width: 25%;">氏 名</th><th style="width: 25%;">続柄</th><th style="width: 25%;">年 齢</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小清水 大雅</td><td>世帯主</td><td></td><td>小清水 ひより</td><td>妻</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				氏 名	続柄	年 齢	氏 名	続柄	年 齢	小清水 大雅	世帯主		小清水 ひより	妻																															
氏 名	続柄	年 齢	氏 名	続柄	年 齢																																								
小清水 大雅	世帯主		小清水 ひより	妻																																									
だれが被災したか																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th><th style="width: 75%;">一部損壊</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">参 考</td><td style="padding: 5px;">【焼損面積割合： %】</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">そ の 他</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>				区 分	一部損壊	参 考	【焼損面積割合： %】	そ の 他																																					
区 分	一部損壊																																												
参 考	【焼損面積割合： %】																																												
そ の 他																																													
どの程度被災したか																																													
上記のとおり、り災したことを証明する。 平成23年9月1日 豊島区長 豊島消防署長 池袋消防署長 証 明 者																																													



り災証明書発行業務マネジメント

空間配置設計



会場検討



マニュアル

豊島区

「り災証明発行システム
(生活再建支援システム)」
実証実験マニュアル

平成 22 年 9 月 4 日実施
場所：文成小学校

主催：豊島区、京都大学、新潟大学



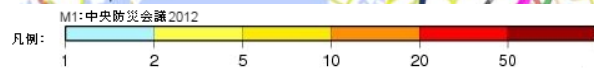
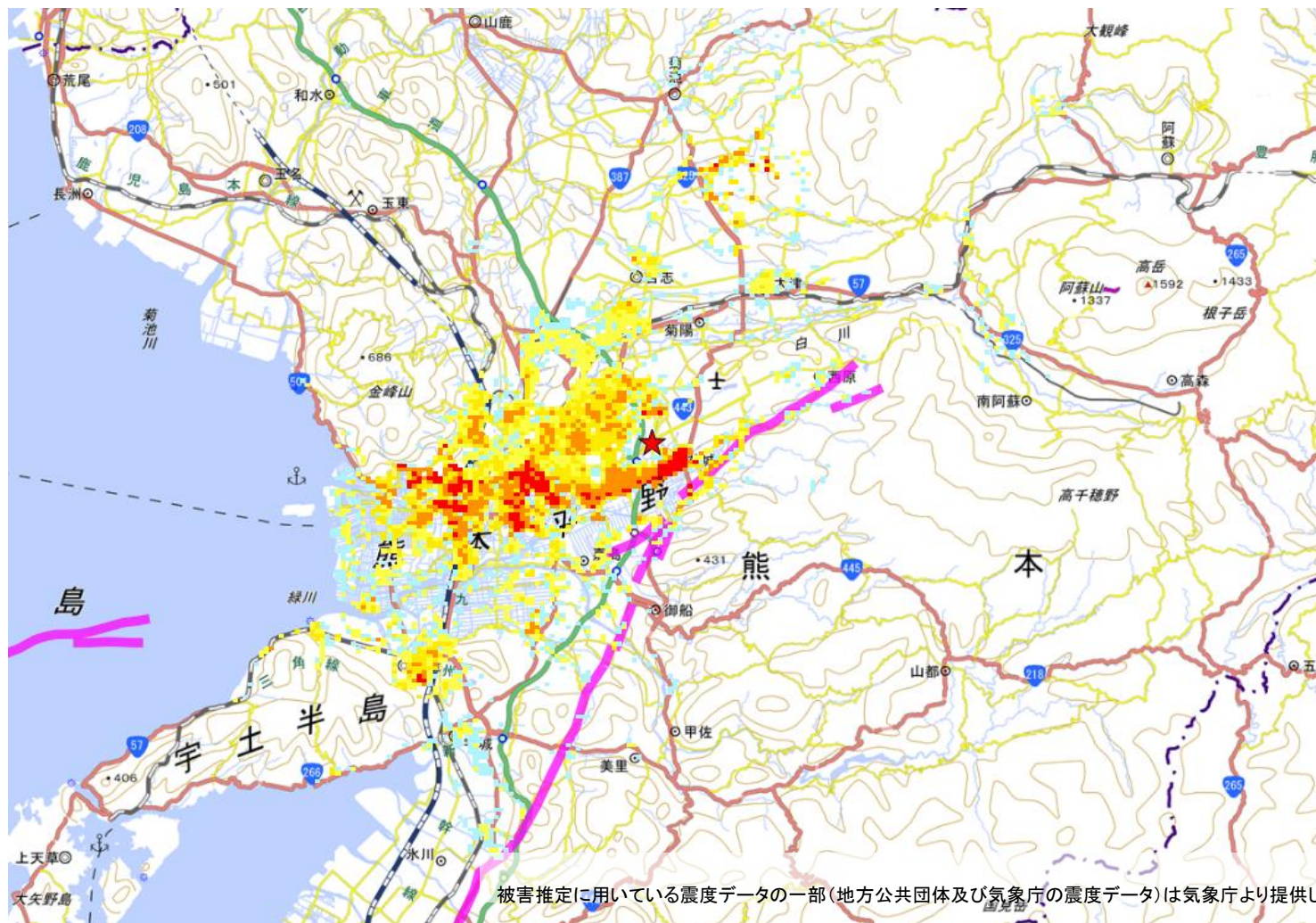
関係者会議



被災者誘導・対応



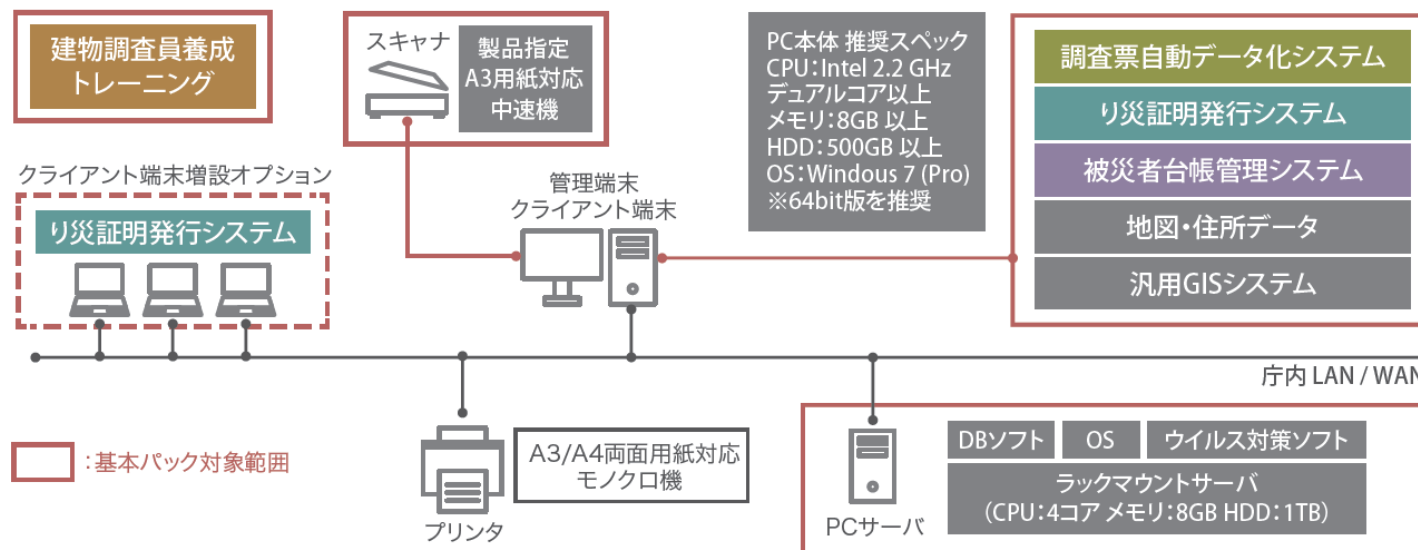
200	9:30	10:30
250	10:30	12:00
300	12:00	13:00
350	13:00	14:00
400	14:00	15:00
450	15:00	16:00
500	16:00	17:00
550	17:00	18:00
600	18:00	19:00
650	19:00	20:00
688	20:00	



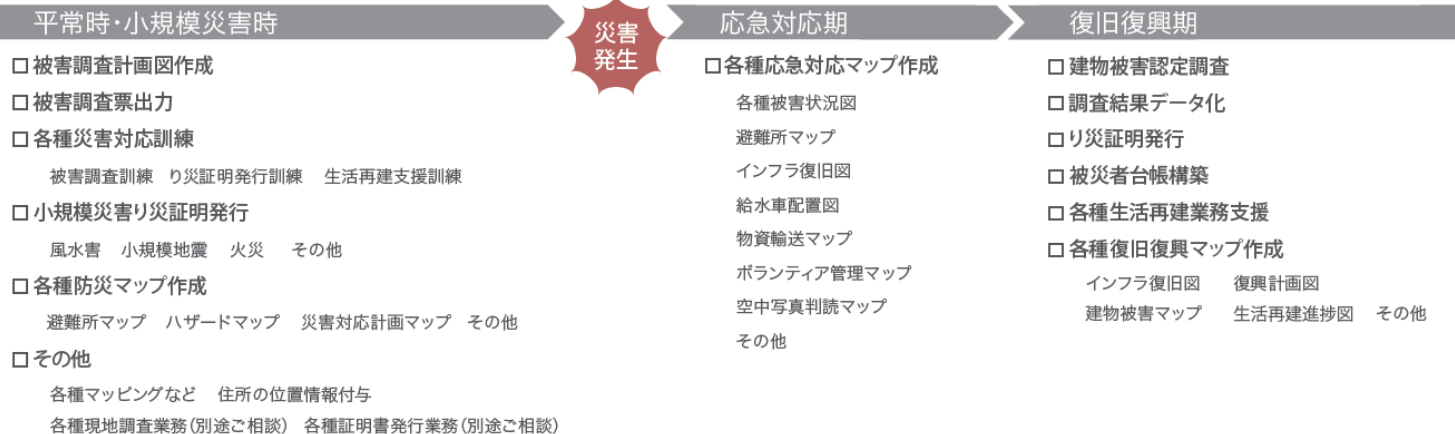
地域名	5種類の手法を用いた場合の 推定建物全壊棟数の幅		5種類の手法を用いた場合の 推定建物半壊棟数の幅	
熊本県熊本市中央区	1,536	～ 4,007	2,025	～ 10,381
熊本県熊本市東区	2,263	～ 5,999	2,911	～ 15,531
熊本県熊本市西区	1,519	～ 3,668	1,746	～ 8,249
熊本県熊本市南区	2,300	～ 5,956	2,797	～ 14,464
熊本県熊本市北区	368	～ 1,069	559	～ 5,710
熊本県菊池市	687	～ 1,539	804	～ 3,682
熊本県宇土市	573	～ 1,503	743	～ 3,926
熊本県上天草市	2	～ 6	13	～ 110
熊本県宇城市	223	～ 639	342	～ 3,348
熊本県阿蘇市	76	～ 209	122	～ 1,107
熊本県天草市	0	～ 1	3	～ 17
熊本県合志市	215	～ 606	332	～ 2,797
熊本県下益城郡美里町	17	～ 40	28	～ 358
熊本県玉名郡玉東町	4	～ 10	8	～ 132
熊本県玉名郡南関町	0	～ 0	0	～ 1
熊本県玉名郡長洲町	0	～ 0	2	～ 6
熊本県玉名郡和水町	10	～ 23	18	～ 195
熊本県菊池郡大津町	260	～ 728	374	～ 2,526
熊本県菊池郡菊陽町	157	～ 435	245	～ 1,992
熊本県阿蘇郡南小国町	1	～ 3	6	～ 51
熊本県阿蘇郡小国町	1	～ 3	6	～ 51
熊本県阿蘇郡産山村	0	～ 1	1	～ 20
熊本県阿蘇郡高森町	0	～ 2	4	～ 45
熊本県阿蘇郡西原村	76	～ 212	115	～ 802
熊本県阿蘇郡南阿蘇村	102	～ 281	153	～ 1,078
熊本県上益城郡御船町	70	～ 186	107	～ 975
熊本県上益城郡嘉島町	160	～ 429	213	～ 1,168
熊本県上益城郡益城町	1,479	～ 3,162	1,447	～ 6,266
熊本県上益城郡甲佐町	48	～ 142	77	～ 598
熊本県上益城郡山都町	14	～ 30	25	～ 310
総計	12,361	～ 31,399	15,769	～ 79,129

小規模自治体向けのクラウドシステム開発

システム構成例



本システムで支援する業務



4月25日(月)説明会開催



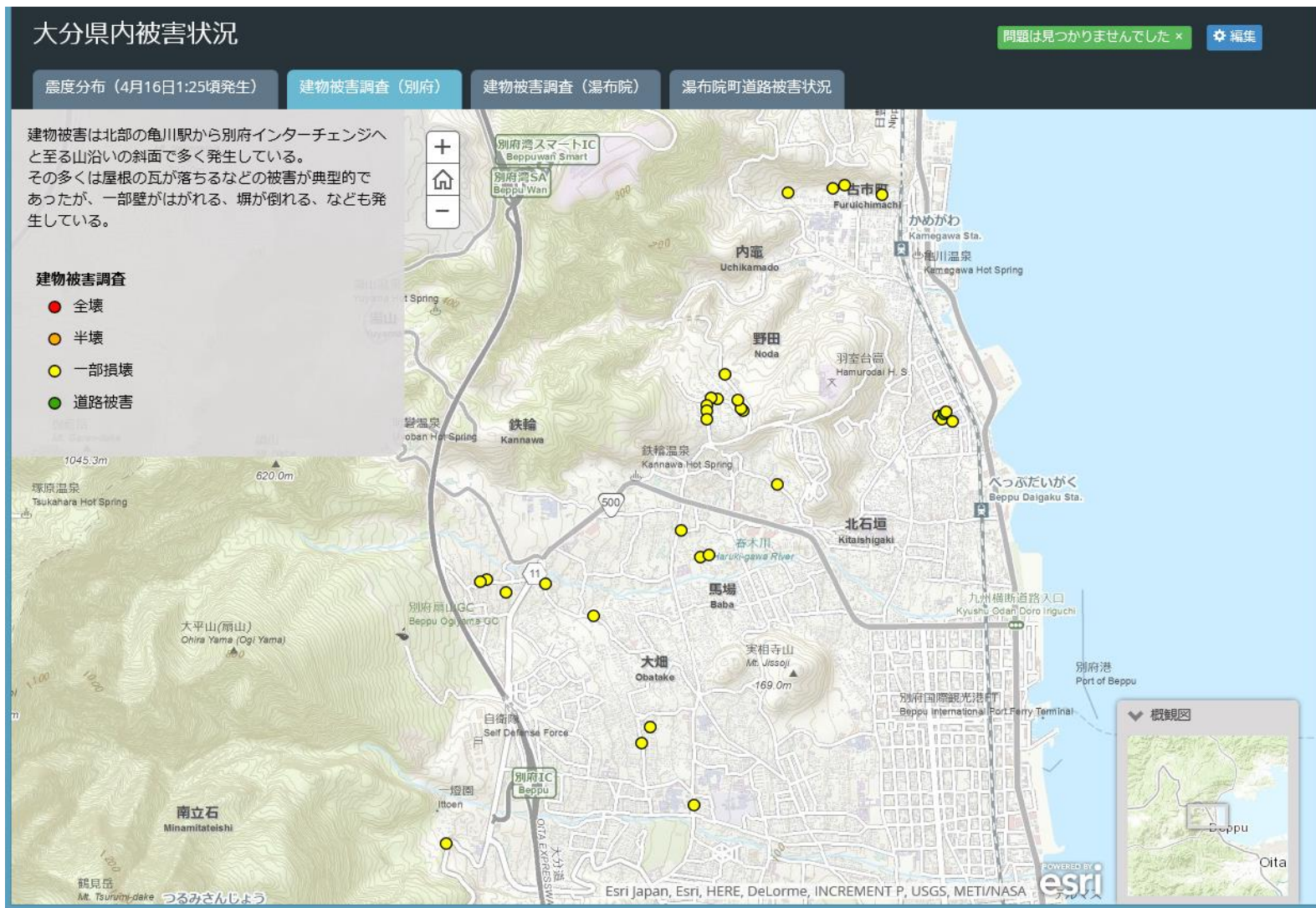
熊本県サーバー

被災市区町村への
サービス提供
(参加表明)

- ・ 熊本市
- ・ 宇城市
- ・ 西原村

(現在増加中)

別府市の建物被害調査



別府市の典型的な被害



炊き出し

区分	時間	項目
朝食	2200	食数指示
	0600	朝食炊き上げ
	0630	朝食配食
	0830	
昼食	0900	食数指示
	1100	昼食炊き上げ
	1130	昼飯配食
	1300	
夕食	1300	食数指示
	1600	夕食炊き上げ
	1630 1700 1700	夕飯配食
	1900 1800	

ごみの収集

燃えないゴミの持込について

17日(日) 塚原 午前8時30分～午後5時
(以降同様) 4/22まで

18日(月)以降 ～4/22～5/18

災害で出た燃えないゴミは最寄りのゴミステーションに出してください。順次収集します。

お急ぎの方や交通手段をお持ちの方は、出来るだけ塚原へお持込みください。4/22まで 5/18

4月24日以降の災害の燃えないゴミは月1日の指定日か、オ2ゆふ浄苑に出してください。

燃えるゴミについて

4月18日以降、日程通り収集を行います。

環境課